

センター利用者の皆様へ

いのち・愛・ゆめセンターにおける特別警報・  
警報等発表時・地震発生時のセンター事業の取扱いについて

茨木市に次のような気象警報が発表された場合や地震が発生したとき、いのち・愛・ゆめセンターの主催事業・貸館事業については以下のようにいたします。

種 類	対 応
①暴風警報 大雨特別警報	センターの主催事業・貸館事業は実施しません。 ただし、開始時刻2時間前までに解除になれば、実施します。
②大雨・洪水警報 同 注 意 報	センターの主催事業・貸館事業は平常どおり実施します。
③地 震 (震度5弱以上)	○開館時刻前に発生の場合は、センターの主催事業・貸館事業は中止します。 ○発生時にセンター内に利用者がある場合は、センター職員の指示に従い帰宅してください。帰宅することが危険と判断される場合は、センターで待機してください。センターは災害時の指定避難所になっています。 ○震度5弱未満であっても、センターに被害が出たり危険な場合は、センターの主催事業・貸館事業は中止します。 ○発生後、避難所を開設している期間においては、原則としてセンターの主催事業・貸館事業は中止します。

茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長